

令和 7 年 4 月 1 日より「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が施行され、MT 普通車免許取得の場合でも、大半の教習をAT普通車を用いて行い、MT 普通車教習は場内教習で 4 時限のみとなります。ただし、当面の間は旧制度のままの教習が可能で、新制度に移行するかは各教習所の判断となっております。

中之条町自動車教習所では、令和 6 年では約半数の方がMT免許取得を希望しており、また、新制度へ移行することにより技能教習時限が合計 3 4 時限から 3 5 時限へ、また検定も 2 回から 3 回へ増えてしまうことを考慮し、当面の間、現行制度のまま行うこととしました。

